

令和4年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和5年1月30日（月） 午後3時00分～午後4時30分	
開催場所	松阪市役所 地下会議室	
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士/行政書士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）	
事務局	契約・検査担当参事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導担当主幹 大河内 検査指導係長 茨木 契約係長 中西	
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（令和4年10月から令和4年12月分） ・工事の発注状況について ・指名停止の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（伊藤委員抽出） 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について	

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告（令和4年10月から令和4年12月分）	
	・工事の発注状況について 第3四半期の入札件数は総計143件。内訳として工事124件、委託11件、入札不調3件、中止は5件。 契約金額は総額21億5,789万2,220円。内訳

	が工事 21 億 960 万 8,820 円、委託 4 千 8 百 28 万 3,400 円で前年と比較し総額 10 億 6,458 万 3,080 円の増。 平均落札率は、全体で 87.18%、内訳として工事が 87.55%、委託が 83.04%。入札参加者は、全体で 7.6 社、工事 8 社、委託が 3 社。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は無し。
●抽出事案の審議（伊藤委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	●入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について 入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上となった案件は 13 件。概ね最低制限価格付近での応札であり競争性は働いたと考えているが、橋梁修繕に関する工事については、渇水期ということで通常より発注が遅くなってしまう。この時期は業者の手持ち件数も多くなり、入札者も減ってくる時期で参加者が少数になったと思われる。また、高落札の理由については、自社による施工の自由度が低いなどの理由から高くなったものと考えている。 ●落札率 90%以上について 次に落札率 90%以上は 17 件。内訳は、建設工事 15 件、業務委託が 2 件。 先で述べた、入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上と重複する案件があるが、その中でも、「東公園トイレ改築工事」、「東道倉線舗装修繕工事」は、最低制限価格率を算出するランダム係数が高めの設定となった。ランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生する。従来から一定程度で発生している事象である。 今後、新しい電子入札システムへの更新にあわせランダム係数は廃止するのでこういった事

	象は起きないと考えている。 ●入札参加者数 5 社以下について 次に入札参加者が 5 社以下となった案件は 64 件。「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区マンホールポンプ設置工事」、「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区マンホールポンプ設置工事」、「阪内川スポーツ公園外 1 公園グラウンド補修工事」は、見積により単価を決定するため最低制限価格を設定せず発注。落札率も他の工事よりも低くなっており競争性は発揮されたものとする。応札額については、各参加業者の積算努力によるものと思う。これまで最低制限価格を設定しない案件は、案件ごとに協議を行ってきているところではあるが、今後の最低制限価格の在り方については、検討を重ねていく必要があると考えている。 ●低入札型について この四半期における低入札型発注は 4 件。土木一式工事が 4 件。建築一式工事の低入札調査制度での発注は無し。 「松阪市公共下水道事業松阪第 2 処理分区 862 号外污水管渠及び配水管布設替工事」、「令和 4 年度松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 2）」、「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 1-12 号外污水管渠及び配水管布設替工事」、「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 16 号外污水管渠及び配水管布設替工事」は、すべて調査基準価格を下回り低入札調査を行い、落札者を決定した。平均落札率は 83%。 ●総合評価落札方式について この四半期における当該方式での発注は 1 件。当該制度は、総合評価という性質上、最低制限価格を設定できない。このため、ダンピング受注の防止対策として低入札価格調査を併用することが望ましいと国からの通達もある。本市も
--	---

それでは、私からの抽出案件として何点か確認したい。 第3四半期になると発注工事件数も多くなる一方、業者の手持ち件数も増えつつある中で業務の進捗や競争性確保のバランスが難しくなると思われる。入札参加者数5社以下、落札率90%の説明の中で橋梁関係の落札率、入札者数が少ないのが気になった。 続いて2点目。ランダム係数が100を超えると「最低制限価格」を下回る事業者が多くな	低入札価格調査制度を併用した総合評価落札方式としている。 今期の総合評価での案件は「松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区862号外污水管渠及び配水管布設替工事」。入札参加業者は2社。入札の結果、調査基準価格を下回る応札があり低入札価格調査を実施。失格基準価格の算出は、5者未満であり予定価格の80%で算出し、積算内訳書の審査を実施。2社とも積算は問題なかったが、総合評価方式であるため総合評価値の一番高い業者が落札となった。 ●入札中止について 入札中止は5件。公告内容、設計書に誤りがあったため中止の措置を行った。再度公告を行い入札執行済みである。 ●入札不調について 入札不調は3件。「飯南町粥見配水管布設替設計業務委託」、「第一保育園外1園プール日除け設置工事」は入札参加者が無く不調。「令和4年度本庁舎本館太陽光発電設備設置工事」は、入札参加者の電気工事の手持ち制限を超えたため入札不調となった。 橋梁工事は、渇水期に集中してしまう。国や県と比較しても工事規模等が違い、それらと比較すると工事費が安価。過去には入札参加者がなく不調になるケースもあったので、本市の橋梁工事も単独での修繕ではなく外の橋梁も含めて発注し、入札参加者を増やし競争性を確保したい工夫をしているところ。高落札率ではあったが、事業が進むことは良かったと考えている。
---	--

るが、3月に廃止されるということなので今後の状況を見守りたい。 3点目。電気工事の入札参加者数が全般的に少ないように思われる。これは受注可能業者が元々少ないのかそういう時期なのか。少しでも確保できるように工夫ができないのか。また、最低制限価格を設定しない案件がある。特殊性があるかもしれないが、最低制限価格を今後設定していただく検討をしていただきたい。 4点目。低入札価格調査制度は「ランダム係数次第で、最低制限価格をわずかに下回る応札者を落札外とし、時として高い入札金額での契約を余儀なくされる。」という制度上の不合理な事象の対応策として、平成26年11月から試行導入されている。しかし、低入札での落札率が下がり、最低制限価格をわずかに下回る応札ではなくなっており、令和3年4月の入札制度改正から最低制限価格が公契連モデルに改正されているが、依然として応札額は2分化し、落札率は低い状況にある。低入札価格調査者には積算を調査するなどしていただいているが、やはりダンピング受注も懸念されるとともに、何よりも本来の目的とは乖離しているように思われる。ランダム係数も廃止されとお伺いしているので、今後は、失格基準価格をはじめ、再確認や再検討されることが必要ではないか。	今期、電気工事は9件発注。特に補助金や交付金を活用する工事が多いことが特徴であった。原則、補助金や交付金は交付決定後において発注を行うためどうしても発注時期が重なってしまうことが多い。同種工事への入札参加業者は競争性が確保できる業者数は確認しているが、この時期は業者の手持ち件数も多くなり、入札者も減ってくる時期で参加者が少数になったものと考えている。また、最低制限価格の設定については、これまでも発注課などと協議を行い、それらの結果をもとに発注しているところであるが引き続き、検討を重ねていく必要があると考えている。 低入札価格調査制度については、引き続き同制度の試行継続と入札状況等を確認しながら適時見直し等も進めていきたいと考えているところ。これまでも土木工事、建築工事の入札結果の違いや、下水道・水道の合冊入札では異なる結果が出る状況もある。どのような制度設計であるべきなのか。入札制度研究会などでも議論し検討を進めていきたい。
---	--

最後５点目。意見であるが、中止案件は発生しない方がよい。引き続き、中止の事例など全庁的に共有するなどし注意を喚起していただきたい。 ・これまでの入札等監視委員会でも報告は受けているが、最低制限価格を算出するために用いるランダム係数が高くなるといくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生している。新しい電子入札システムへの更新と同時にランダム係数を廃止するわけであるが、最低制限価格の算出はどのように変わっていくのか。また、最低制限価格を下回った応札業者が失格となり、高い応札業者との契約については、ランダム係数廃止により解消されるのか。	・現在の最低制限価格は、予定価格の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等へ公契連モデルに準拠した係数を乗じ、それらの合計を基準価格として算出し、ランダム係数を乗じた率を最低制限価格率と呼び予定価格に乗じている。今後ランダム係数廃止により、基準価格が最低制限価格に置き換わることになる。他市の入札状況を見ても最低制限価格と同額で並ぶ結果となっている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	① 大口ポンプ場外（エンジン・自家発電設備）点検整備工事 当該整備工事を行うポンプ設備と自家発電設備のエンジンはヤンマー製である。県内においてヤンマーから保守点検整備に関する施工体制や品質管理が構築されている会社として認められているのは、特約店である契約相手方のみである。ポンプ場にエンジンが設置されてから現在に至るまでの修繕作業や分解整備点検を実施している。このことから一連の業務に対する責任の一元化も含め随意契約を締結した。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 曾原第二排水機場施設改修工事 曾原第二排水機場は、昭和 58 年度に設置され、それ以来軽微な修繕を繰り返しながら現在に至っている。今回改修する除塵機ベルトコン

	ベアは経年によるゴムの劣化により頻繁に過負荷動作を起こし、また、マイターゲートは主に水面接地部が腐食しており遊水池に水が逆流している状況。本工事の施工にあたっては、既設設備の構造及び機能を熟知していること、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が可能にできることが必要不可欠な条件となる。契約相手方は当該設備の設計、構造及び機能を熟知し、日々の修繕・メンテナンスについて担当しており、これまでの当該設備全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、除塵機ベルトコンベア等の整備に確実な対応が可能であり、現場の状況や知識等に精通していること、また施工完了後の既設設備の調整に対して修繕・メンテナンスの面からも、責任の所在を明確化するため、随意契約を締結した。自治令第167条の2第1項第2号。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	 ③ 猟師（新）排水機場施設改修工事 猟師（新）排水機場は、平成3年度に設置され31年が経過している。今回改修工事はオーバーホールを行いポンプの延命化を図るもの。本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が可能にできることが必要不可欠な条件となる。契約相手方は当該施設全般の機器の診断や点検、修繕に携わっており、ポンプのオーバーホールに確実な対応ができる。また、施工完了後のメンテナンスの面からも責任の所在を明確化するため、随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	 ④ 松阪市第一分館前観光トイレ新築工事 本市を訪れる観光客に安全安心を提供することで旅先として選ばれる観光地の実現、またア

性は十分検討されたい。 	フターコロナを見据え観光客のまち歩きの増加が見込まれる中、豪商のまち松阪観光交流センターと松坂城跡の中間に位置する第一分館前に感染症対策を取り入れたトイレの新築を行う。 当該工事はプロポーザル方式で行い、令和4年8月10日に公告、同年10月7日に審査委員会を開催し、第一契約候補者である相手方と随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。
委員会としての意見 高額な工事で、かつタイトなスケジュールとなるが、施工体制は問題ないのか。 	⑤ 令和4年度本庁舎本館太陽光発電設備設置工事 本工事は、市役所本庁舎に太陽光発電設備を設置する工事。令和4年10月17日に発注公告を行い、11月4日に入札を執行したが、入札参加者の手持ち制限を超えたため入札不調となった。本工事は、補助金申請をしており、環境省と工事内容確認について調整精査（工事の詳細設計書・仕様書等）も行い交付決定済みであり、そのため工事内容を変更することは困難である。また、本工事は上記補助金の交付規定により工事完成期限内に完成する必要があるため再度公告、再度入札は困難なスケジュールとなるため、入札参加業者である相手方と随意契約の締結を行った。適用条項は、自治令第167条の2第1項第8号。 担当課において、施工体制には問題ないと確認はしている。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑥松阪市山村広場（飯南グラウンド）トイレ改築工事設置工事 松阪市山村広場のグラウンド内に設置されているトイレ兼倉庫は、昭和50年代に建設され、現在は老朽化が著しく、汲み取り式で雨漏りが

・・・・・・・・・・・・・・・・	みられるなど改築の必要性が高まっている。また、自動水栓等も整備されておらず感染症対策からほど遠い状況であり、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応したトイレを設置する工事である。令和4年10月19日に公告を行い、公募型プロポーザル方式により募集を行い、同年11月14日に第一契約候補者である相手方と随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	⑦松阪農業公園ベルファーム総合遊具設置工事 松阪農業公園ベルファーム総合遊具は、平成16年4月の開園当初に設置してから18年が経過した。現在は老朽化が著しく根本的な修繕が不可能。新たに設置するにあたっては、新型コロナウイルス感染防止に対応し、当施設に最も見合った総合遊具の提案を広く求めるため公募型プロポーザル方式により募集を行い、その結果、同年12月15日に第一契約候補者である相手方と随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	⑧松阪市森林公園総合遊具設置工事 松阪市森林公園総合遊具は、築後25年が経過し老朽化が著しい。総合遊具の改修にあたっては新型コロナウイルス感染防止に対応し、当施設に最も見合った総合遊具の提案を広く求めるため公募型プロポーザル方式により募集を行い、同年12月2日に第一契約候補者である相手方と随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑨松阪市コロナに負けるな！キャッシュレス還元事業決済事業者公募

性は十分検討されたい。 	新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、原油高騰や物価高騰等の支援のため臨時施策を行っているが、依然として厳しい状況下であり、市内事業者、店舗に大きな影響が出ている。コロナ禍での「新しい生活様式」の再確認とともに消費が落ち込む2月にカンフル剤として短期集中型の支援をするため、プロポーザル方式により決済事業者を公募した。4者が参加したプロポーザルにおいて、最大限利用が見込まれ、高齢者へのアプローチ・フォローアップに十分な支援を行うことができる最優秀提案者随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	⑩松阪市遠隔窓口システム導入業務 支所（地域振興局）を訪れた市民が本庁職員と直接コミュニケーションをとることができるようにすることで、支所における市民サービスの維持及び充実に目的とした遠隔窓口システムの公募型プロポーザルを実施。公募型プロポーザルへの提案者は3者であり、審査委員会の結果、最優秀提案者と随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑪令和6年度評価替鑑定業務委託 本業務は、3年ごとに行われる固定資産税評価替えに伴う、標準地（鑑定地）の不動産鑑定業務。令和6年度の評価替のために約900地点の不動産鑑定を行うもの。 鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることは、課税評価の信用、行政の信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要となる。相手方は、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また、県下14市の評価替鑑定委託業務を受託していることから県下を縦断的

	に均衡のとれた鑑定評価が期待でき、地域の実情も十分に把握された地元の鑑定士が鑑定評価を行うことから適正な業務が期待できることから随意契約を締結した。適用条項は、自治令第167条の2第1項第2号。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
	次回開催日を令和5年3月27日（月）16時00分からとし、抽出委員は横山委員とする。